

令和7年度「週休2日に取り組む工事」 実施概要

＜完全週休2日交替制工事（発注者指定方式）＞

1. 用語の定義

(1) 週休2日交替制

- ①完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- ②月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- ③通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。また、1年単位の変形労働時間制を活用し、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は週休2日の対象期間に含まない。

※工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。（土木工事共通仕様書から引用）

※1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度をいう。

（R7.6.24 付事務連絡「建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について（協力依頼）」（厚生労働省労働局・国土交通省不動産・建設経済局）参照）

2. 週休2日の達成判断

前記1.（2）により週休2日の対象期間を設定した上で、対象期間における週休2日の達成について判断するものとする。

①完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

②月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

③通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

※達成判断については別添1を参考にすること

3. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休2日交替制適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日交替制適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.02

なお、市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月27日付け国北整技管第213号）によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月27日付け国北整技管第214号）によるものとする。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

(2) 技術者及び技能労働者の休日率の状況

休日率の状況は、次のとおりとする。

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の場合。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合。

③通期の週休2日交替制

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合。

(3) 補正方法

当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のもの又は工事着手前に受注者が完全週休2日交替制の取組を希望しないもの（完全週休2日交替制に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む。）は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日交替制が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

なお、令和6年能登半島地震の本復旧に関わる工事（以下、「能登半島本復旧工事」という）において、契約後受注者から希望があった場合は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、完全週休2日（土日）の補正係数へ変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の交替制の取得を前提としているなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考查項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

（1）受注者決定後の流れ

「良くわかる工事円滑化推進会議（平成27年12月、令和6年2月最終改訂）」にもとづき、発注者は、受注者決定後速やかに「施工条件確認部会」「工程調整部会」の開催を通知する。

- ①発注者は、「施工条件確認部会」において、最新の施工条件（関係機関協議進捗状況・完了予定期限等）を説明する。
- ②受注者は、①で説明を受けた最新の施工条件を踏まえ工事行程表（クリティカルパスを明記）を作成する。
- ③受発注者は「工程調整部会」において、工事工程を共有する。工程に影響する事項がある場合は、その処理対応者（「発注者」あるいは「受注者」）を明確にする。また、発注者は施工体制台帳の元請け、下請けの技術者及び技能労働者を確認し、週休2日の対象期間、休日の確認方法を受発注者で決定する。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。

なお、能登半島復旧工事において受注者が完全週休2日（土日）に変更を希望する場合は、受発注者間で確認・決定した後、発注者は一部変更指示により完全週休2日（土日）への変更を指示するものとする。

（2）確認方法

- ・発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。
- ・発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- ・施工中に工事工程に変更が生じた場合や対象期間が変更となった場合は、工程調整部会にて施工体制台帳の元請け、下請けの技術者及び技能労働者を確認すること。
- ・1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、施工計画書（土木工事共通仕様書1-1-1-6 施工計画書1. (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）など）にこれを反映し、労働基準監督署に提出した、下記の書類の写しを提出すること。

- ① 1年単位の変形労働時間制を活用した労働者とその使用者が締結した労使協定
- ② 変更した就業規則

(3) 休日率の算出方法

- ・休日率は、以下の算出式による。

休日率 (%) = 達成判断期間における全ての技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計 ÷ 全ての技術者・技能労働者数の合計

休日日数の割合 (%) = 達成判断期間における技術者・技能労働者の休日日数 ÷ 対象期間の日数

- ・達成判断期間とは、完全週休2日交替制の場合は対象期間の全ての週、月単位の週休2日交替制の場合は対象期間の全ての月、通期の交替制の場合は対象期間とする。
- ・達成判断期間が週単位の場合、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とし、週の途中から従事した場合は、翌週分に含めて算出する。
- ・対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- また、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。
- ・下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。
- ・施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合や技術者及び技能労働者の従事期間が不連続の場合は、受発注者間協議により対象期間について適宜設定するものとする。

5. 達成工事の公表

完全週休2日交代制を達成した場合、達成状況に応じて達成工事及び受注者名を広く公表する。

なお、達成状況に応じてとは、下記のとおりとする。

- ①完全週休2日交替制（工事全体）
 - ②完全週休2日交替制（一部で災害対応等による対象外期間を設定した工事）
- ※月単位の週休2日交替制は公表しない

参考【特記仕様書記載例】

第〇条 工事円滑化推進会議

本工事は、円滑な工事施工を図るため、受発注者において以下の会議を開催する。なお、1. および2. は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。また、3. 4. 5. の会議については、受発注者のどちらかの発議は問わず、必要に応じて開催できるものとする。

1. 施工条件確認部会

最新の施工条件等を受発注者間で共有するものであり、工事契約後すみやかに発注者より開催の通知を行うものとする。

2. 工程調整部会

設計図書並びに最新の施工条件を基に受発注者で作成した CCS（クリティカルパス工程共有表）を共有することにより、受注者の手持ち、手戻り等をなくし、円滑かつ効率的な工事施工に資するものである。

工事工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

また、施工中に工事工程に変更が生じた場合、工程の変更理由（以下の①～⑤）が受注者の責によらない場合は、工期の延長も含め協議すること。

①受発注者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が当初見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、情報共有を図るため、専門工事業者も会議に同席するように努めるものとする。

3. 照査結果検討部会

工事内容や課題等の共有化と対応の検討及び決定を行うものであり、実施時期は受発注者間で調整するものとし、必要に応じて工事連携会議と兼ねることができる。

4. 工事・事業情報共有部会

事業目的・整備効果、進捗状況等を受注者、発注者、【地域住民等】で共有し、円滑な工事施工、品質確保、生産性の向上を図るものである。

必要に応じて、照査結果検討部会の前後を目処に行うものとし、実施時期は受発注者間で調整するものとする。

5. 設計変更等検討部会

工事施工の課題解決、変更の取り扱いの決定を行うものである。実施時期は受発注者間で調整するものとする。必要に応じて工事連携会議と兼ねることができる。

第〇条 完全週休2日交替制に取り組む工事

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら完全週休2日確保に取り組む工事（発注者指定方式）であり、受注者は完全週休2日相当の現場に従事する技術者及び技能労働者の平均休日数の割合を確保するものとする。

2. 「工程調整部会」において、週休2日の対象期間、技術者及び技能労働者の休日確保の確認方法を受発注者で決定し、施工計画書に記載し、提出すること。

3. 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において対象者（現場に従事した技術者及び技能労働者）の平均休日数の割合（以下「休日率」という）が 28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。

4. 対象期間は工事着手日から現場完了日までの期間で技能者及び技能労働者の従事期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。また、1年単位の変形労働時間制を活用し、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は週休2日の対象期間に含まない。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

5. 「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。

※能登半島本復旧工事の場合

5. 「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。なお、完全週休2日（土日）の取り組みに変更を希望する場合は「工程調整部会」において受発注者で確認するものとし、変更が決定した場合は発注者の指示により取り組むこと。

6. 受注者は月1回程度を目安に対象者毎の対象期間中の休日日数が分かる確認書を発注者に提出し、確認を受けること。

また、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、施工計画書にこれを反映し、労働基準監督署に提出した、下記の書類の写しを提出すること。

- ① 1年単位の変形労働時間制を活用した労働者とその使用者が締結した労使協定
② 変更した就業規則

7. 当初より完全週休2日交替制の達成を前提とした以下の各経費を補正済みであるが、対象期間中の休日率を確認後、完全週休2日交替制に満たないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制にも満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

※能登半島本復旧工事の場合は下記を追記

なお、完全週休2日（土日）を希望する場合は、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、完全週休2日（土日）の補正係数へ変更を行うものとする。

1) 完全週休2日交替制適用工事

労務費	1.02
現場管理费率	1.03
市場単価（○○工）	○.○○
土木工事標準単価（○○工）	○.○○

2) 月単位の週休2日交替制適用工事

労務費	1.02
現場管理费率	1.02
市場単価（○○工）	○.○○
土木工事標準単価（○○工）	○.○○

8. 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において対象者（現場に従事した技術者及び技能労働者）の休日率が28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。
9. 完全週休2日交替制を達成した場合、達成状況に応じて達成工事及び受注者名を広く公表する。
10. 工事完了後に検証（又はヒアリング）を実施する場合には受注者は協力すること。

週休2日交替制は、対象期間内の全工種、全ての技術者、技能労働者の休日率で判断する。

■イメージ

工種/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
付属物修繕工									■				
除草工						■	■						
照明修繕工		■	■		■	■		■		■			
巡回工	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

全体を
集計する

※達成判断期間は、完全週休2日交替制の場合は各週毎、月単位の週休2日交替制の場合は各月毎とする。

(完全週休2日交替制適用工事における休日率の算出例)

工種/月日	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
付属物修繕工														
A建設 ●●	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	出	休	休	
A建設 ■■			出	出	休	出	出	出	休	出	出	休	出	出
B建工 (1次) ○○					出	出	休	出	出	出	出	出	休	出
B建工 (1次) □□					出	出	出	出	出	出				

○1週目 (4/1~7)

業者	氏名	従事日数	休日日数	休日日数の割合	休日率
A建設	●●	7	2	28.5%	28.5%
	■■	5	1	週の途中から従事 した場合は翌週に集計	
B建工 (一次下請)	○○	2	0	総従事期間が1週間未満のため集計対象外	28.5%以上 : ○
	□□			週ごとに実績を確認	

週ごとに休日率を確認

○2週目 (4/8~14)

前週分を加算して集計

業者	氏名	従事日数	休日日数	休日日数の割合	休日率
A建設	●●	7	2	28.5%	25.3%
	■■	12	3	25.2%	
B建工 (一次下請)	○○	9	2	22.2%	28.5%以上 : ×
				週ごとに実績を確認	

週ごとに休日率を確認

(月単位の週休2日交替制適用工事における休日率の算出例)

○1ヶ月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	休日率
A建設	●●	30	9	30.0%	28.7%
	■■	30	8	26.7%	
B建工（一次下請）	○○	25	7	28.0%	28.5%以上:○
	□□	20	6	30.0%	
月ごとに実績を確認					28.5%以上:○

月ごとに休日率を確認

○2ヶ月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	休日率
A建設	●●	30	8	26.7%	28.0%
	■■	30	7	26.7%	
B建工（一次下請）	○○	25	5	27.8%	28.5%以上:×
	□□	20	4	28.6%	
月ごとに実績を確認					28.5%以上:×

月ごとに休日率を確認